



金 沢 市 公 報

号外第5号

平成31年(2019年)3月15日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○道路の占用を制限する区域の指定について

(道路管理課) 1

告 示

●金沢市告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成31年3月15日から同月29日まで一般の縦覧に供します。

平成31年3月15日

金沢市長 山 野 之 義

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路 線 名	占 用 を 制 限 す る 区 域
一般市道	1級幹線2号中央通り線	片町交差点から元車交差点まで
一般市道	1級幹線3号犀川大通り線	永安町交差点から片町交差点まで
一般市道	1級幹線4号広坂・新桜坂線	広坂交差点から寺町五丁目交差点まで
一般市道	1級幹線5号菊川・寺町線	笠舞三丁目交差点から寺町一丁目交差点まで
一般市道	1級幹線6号十一屋・有松線	寺町一丁目交差点から有松交差点まで
一般市道	1級幹線11号北安江線	北安江町交差点から北安江二丁目地内まで
一般市道	1級幹線12号北間・中橋線	北間町交差点から大河端町南交差点まで及び広岡交差点から諸江町上丁地内まで
一般市道	1級幹線13号中橋・八日市線	中橋交差点から新神田交差点まで
一般市道	1級幹線14号元町・東山線	浅野本町交差点から東山交差点まで
一般市道	1級幹線15号春日・御所線	鳴和交差点から御所町東交差点まで
一般市道	1級幹線31号若草・横川線	伏見台一丁目交差点から久安二丁目交差点まで
一般市道	1級幹線33号有松・四十万線	久安二丁目交差点から中四十万交差点まで
一般市道	1級幹線42号玉鉾・西金沢線	西南部交差点から玉鉾一丁目地内まで
一般市道	1級幹線90号疋田・御経塚線	北安江町交差点から二口町交差点まで
一般市道	1級幹線95号高尾・馬替線	高尾台一丁目交差点から野々市市境まで
一般市道	1級幹線97号長土堀・大豆田線	元車交差点から大豆田橋交差点まで
一般市道	1級幹線99号松島線	西南部交差点から古府町地内まで
一般市道	1級幹線100号古府町南線	農業会館前交差点から古府町地内まで
一般市道	1級幹線101号八日市町線	西南部交差点から野々市市境まで
一般市道	1級幹線102号疋田町線	疋田町交差点から神谷内町地内まで
一般市道	1級幹線103号疋田・神谷内線	疋田東交差点から三池栄町地内まで
一般市道	1級幹線106号小立野・笠舞線	笠舞三丁目交差点から石引一丁目交差点まで
一般市道	1級幹線107号高柳・浅野本町線	高柳交差点から北安江二丁目地内まで
一般市道	1級幹線114号二口・若宮線	二口町交差点から玉鉾一丁目地内まで

一般市道	1級幹線126号戸水町線	寺中交差点から大河端町南交差点まで
一般市道	1級幹線129号八日市・押野線	西南部交差点から押野二丁目交差点まで
一般市道	1級幹線130号三池・高柳線	高柳交差点から三池栄町地内まで
一般市道	2級幹線373号石引・野田線	野田町交差点から野田町西交差点まで
一般市道	準幹線555号金沢駅線	金沢駅前南交差点から金沢駅前東交差点まで
一般市道	準幹線559号福久・利屋線	福久西交差点から津幡町境まで
一般市道	準幹線592号福久・千木線	千木町南交差点から千木一丁目交差点まで
一般市道	戸板6号出雲町線	大豆田橋交差点から出雲町地内まで
一般市道	押野1号上荒屋1丁目線1号	野々市市境から白山市境まで
一般市道	小坂28号千木町線32号	千木町南交差点から千木町地内まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年4月1日

平成31年(2019年)3月15日	印刷	発行人	金 沢 市
平成31年(2019年)3月15日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄